

平成 20 年 10 月 1 日
岩 美 町

工事請負契約における単品スライド条項の運用について

鋼材や原油価格の上昇による建設資材の高騰状況を踏まえ、町発注工事の品質を確保するため、当分の間、岩美町工事請負契約約款第 25 条第 5 項の「単品スライド条項」を運用することとしましたのでお知らせします。

1 「単品スライド」

「単品スライド」とは、岩美町工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に請負代金額の変更を請求することができる措置です。

2 対象資材

価格変動の著しい主要な工事材料として、「鋼材類」、「燃料油」の 2 資材を対象とします。

3 対象工事

工期の末日が運用開始日以降の工事、及び運用開始日以降に新たに契約を締結する工事を対象とします。

4 請負代金額変更の考え方

上記運用対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、単品スライドの対象工事費の 1 %を超える額を発注者が負担することとします。

5 変更請求の時期

工期末の 2 ヶ月前までに請求することとします。

6 証明書類の提出

実際に購入した運用対象資材の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要があります。

証明書類の不備等、上記の確認ができない資材はスライド条項の適用外となる場合があります。

7 運用開始日

平成 20 年 10 月 1 日